

ふるさと洲本もっともっと応援事業参加事業者募集要領 2021

1 目的

洲本市では、ふるさと納税制度により、本市に寄附を頂いた方に対し謝意を伝えるとともに洲本市の特産品や魅力をPRするための地元特産品等贈呈することとしております。このたび、地元特産品等を通じたさらなる洲本の魅力発信とふるさと納税の推進を図るため、特産品等を提供する事業者（以下、「参加事業者」という。）を募集します。

2 募集する特産品

総務省の定めた地場産品の基準に該当し、洲本市の魅力を感じてもらう商品や洲本市のPRにつながる商品等とします。

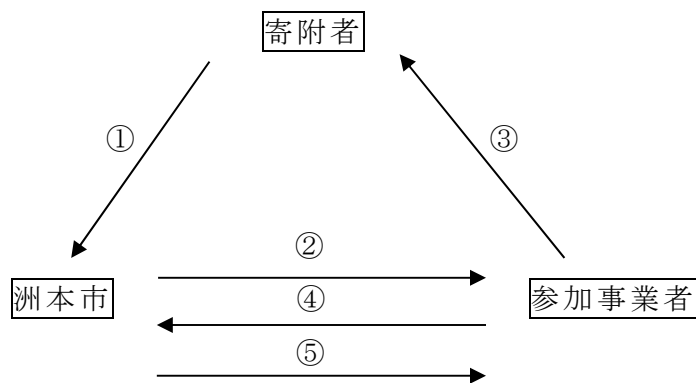
3 参加事業者

特産品を提案することができる参加事業者は、市が特段認める場合を除き、次の条件をいずれも満たしている者とし、市の魅力発信に相応しい事業者で魅力創生課との協議により決定した者としてします。

ただし、市又は他の参加事業者の名誉を棄損する行為等他の事業者等の迷惑になる行為等があった場合や参加事業者として適当でないと判断した場合は、参加を取消します。

- (1) 店舗・通販等における売上が1,000万円以上あり、且つ営業年数3年以上の実績のある事業者で、設備等を備え、生産・製造・販売等の事業を安定的に行っている事業者であること。
- (2) 洲本市税の滞納がなく各種法令を遵守していること。
- (3) 洲本市内又は洲本市と縁のある市区町村に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場がある企業または個人事業者及び地域のグループであること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 個人情報保護法及び洲本市個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であること。（別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。）
- (6) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。

4 事業の流れ



① 特産品等の申込・寄附

② 特産品等の発注

③ 特産品等発送

④ 実績報告・代金請求

⑤ 代金支払

5 参加事業者の役割

(1) 特産品等について

特産品等については、あらかじめ洲本市と協議したものに限ります。内容や出荷可能数量、取扱期間、発送時期など変更が生じた場合は、速やかに洲本市に連絡してください。

(2) 特産品等の発送

市から特産品等の発注があった場合は、速やかに寄附者に対して特産品等を発送することとし、発送が大幅に遅れる場合は、必ず市に連絡してください。

ただし、収穫、製造等の期間が限定される地元特産品等については、その収穫、製造等の時期に発送するものとします。

また、特産品等発送の際に限り、自社及び自社商品等のパンフレット等を同封しても差し支えありません。

(3) 市への報告

特産品等の送付について、月毎に取りまとめ、速やかに報告するとともに特産品等の代金を請求してください。

(4) その他

特産品等発送に係る事故やトラブル等が発生した場合は速やかに市に報告するとともに、参加事業者の責任において適切に処理してください。また、特産品等のトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いません。

6 特産品の要件

特産品は、総務省の定める基準等に該当し、且つ次の条件をいずれも満たす商品やサービスとします。

- (1) 洲本市又は洲本市に縁のある市区町村の特産品として認められる商品やサービスであること。
- (2) 洲本市又は洲本市に縁のある市区町村の魅力を発信できるものであり、本市の地域産業の振興につながる要素をもつ商品やサービスであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。）
- (4) 商品情報の開示が可能であること。
- (5) 洲本市又は洲本市に縁のある市区町村のイメージアップにつながるものであること。
- (6) 飲食物の場合は、原則として出荷後 5 日程度の賞味期限が保障されていること。

7 特産品の価格

特産品の価格については、原則として、寄付額に対して 30%程度を上限とします。（特産品の価格は、梱包代、送料等を除きます。）

8 申込受付期間

魅力創生課において定める期間

9 申込方法

本募集要領の内容、総務省の定めたふるさと納税制度（特に地場産品に関する基準等）を十分にご理解いただいたうえ、別紙のふるさと洲本もっともっと応援事業特産品等提供事業者参加申込書に必要事項を記入し、地元特産品等の写真データ、企業情報等を添えて、洲本市魅力創生課まで提出してください。

10 参加事業者と特産品等の決定

申込書の内容を審査し、選定結果を事業者参加承認（不承認）通知書にて申込者に通知します。

11 承認の有効期限

当該承認を行った日の属する年度末までとします。ただし、有効期限満了日まで市より参加承認の取消しがなく、かつ参加事業者から辞退の届出がない場合は、当該承認を行った日の属する翌年度以降もその承認を有効とします。

12 内容変更について

承認を受けた地元特産品等について、その内容を変更しようとするときは、速やかに、洲本市に連絡してください。

13 参加事業者の辞退

有効期間中に参加事業者を辞退する場合には、洲本市魅力創生課まで辞退届出書にて提出してください。なお、辞退前に寄附者から申込みのあった特産品等については、事業者が責任をもって発送するものとします。

14 承認の取消

市は、参加事業者が、以下の行為を行うなど事業に相応しくないと認められる場合は、参加承認又は変更承認を取り消すことができるものとします。

参加を取り消した事業者は、取消の日から3年を経過するまでの間は、直接的、間接的に関わらず一切の参加を認めないものとする。

- ① 総務省の定める基準を逸脱した特産品の提供
- ② 特産品や事業内容等についての虚偽の申請・表示
- ③ 市のイメージを損なうような行為
- ④ 他の事業者の迷惑となる行為
- ⑤ その他参加事業として適当でないと認められる行為

15 特産品等の送付依頼

市は、寄附者から特産品等の申込みがあったときは、特産品等発注票により参加事業者に通知いたします。

16 請求

参加事業者は、特産品等の送付実績を月毎に取りまとめ報告するとともに、特産品等の代金を請求してください。

17 再委託等の禁止又は制限

参加事業者は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはなりません。ただし、書面により市の承認を得た場合は、この限りではありません。